

(案)

資料 1－4

区域計画の変更の認定申請書

令和 2 年 12 月 1 日

内閣総理大臣 殿

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

令和 2 年 9 月 14 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、
国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第10条第 1 項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容」中、
「高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置」に 1 事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 12 月 1 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

5 法第 10 条第 1 項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

（1）名称：高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置

内容：「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施

① シティハローワーク・ウェルとばた（北九州市戸畑区）内において、高年齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、50 歳以上の中高年齢者等の就職支援を重点的に実施する「シニア・ハローワーク戸畑」を設置する。【平成 28 年 8 月に設置】

② シティハローワークはかた（福岡市博多区）に隣接して、高年齢者の多様な雇用・就業機会を確保するため、概ね 60 歳以上の高年齢者の就業支援を重点的に実施する「シニア・ハローワークふくおか」を設置する。【令和 2 年度中に設置】

新旧対照表

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（既に計画に記載されている事業の変更に係るものを含む）

改正案	現行
5 法第 10 条第 1 項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容 （１）名称：高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置 内容：<u>「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施</u> ① <u>シティハローワーク・ウェルとばた（北九州市戸畑区）内において、高年齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、50 歳以上の中高年齢者等の就職支援を重点的に実施する「シニア・ハローワーク戸畑」を設置する。【平成 28 年 8 月に設置】</u> ② <u>シティハローワークはかた（福岡市博多区）に隣接して、高年齢者の多様な雇用・就業機会を確保するため、概ね 60 歳以上の高年齢者の就業支援を重点的に実施する「シニア・ハローワークふくおか」を設置する。【令和 2 年度中に設置】</u>	5 法第 10 条第 1 項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容 （１）名称：高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置 内容：<u>シティハローワーク・ウェルとばた（北九州市戸畑区）内において、高年齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、50 歳以上の中高年齢者等の就職支援を重点的に実施する「シニア・ハローワーク」を設置する。</u> <u>【平成 28 年 8 月に設置】</u>